

ふくおか & MAFF

2022.8
Vol.38

2022年8月1日発行

MAFFとは農林水産省の英語表記「Ministry of Agriculture, Forestry and Fisheries」の略称です。

Contents

- ➔ JA福岡大城みどりの食料システム戦略推進協議会
～大豆の部分浅耕一工程は種のお取り扱い、CO2削減と収量増に向けて～
- ➔ 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律のご紹介
- ➔ 夏休み特別イベント「夏休みこどものページしっとと？国のお仕事」

JA福岡大城みどりの食料システム戦略推進協議会(*1)

ぶぶんせんこういちこうていはしゅ

～大豆の部分浅耕一工程は種のお取り扱い、CO2削減と収量増に向けて～

大豆産地のJA福岡大城管内で、大豆の収量アップと栽培時におけるCO2排出量削減、作業の省力化を目指し、部分浅耕一工程は種技術を普及する取組みが行われています。

福岡県大豆の収量は、近年減少傾向にあり、当地域も安定生産が課題となっていました。一方、この課題に対応した部分浅耕一工程は種技術(下図参照)が福岡県農林業総合試験場で開発されていましたが、当地域での導入は限定的でした。このような中、当技術を通じた環境負荷低減の取組みを広く普及することを目的に、JA福岡大城を中核とする協議会(*2)を設立し、モデル的な取組みが行われることとなりました。6月下旬には実演会が開催され、同協議会に参加する法人、個人を含む18経営体のほ場で当技術によるは種作業が行われました。



は種深度を確認する様子(6月28日実施の実演会)。当日は約50名の関係者が参加し、報道機関が取材に訪れました。

(*1) みどりの食料システム戦略推進交付金を活用して事業を実施

(*2) 構成員：JA福岡大城、福岡県(南筑後普及指導センター、久留米普及指導センター、福岡県農林業総合試験場)、大川市、大木町、久留米市(城島町)、JA福岡中央会(担い手サポートセンター)、JA全農ふくれん、JA福岡大城管内の生産者

部分浅耕一工程は種とは？

どんな特徴？

✓ 梅雨で土壌が湿った状態でも適期では種が可能

✓ は種後に降雨、乾燥どちらが起きても出芽は安定

✓ 除草剤使用量を削減
(下層の雑草種子の発芽を抑制するため雑草が減る)

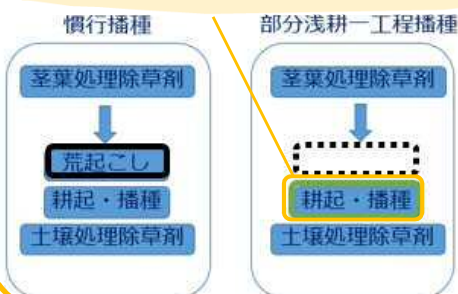
✓ 収穫ロスが削減
(初期生育が良いため最下着莖高が高くなる)

✓ は種作業の時間をほぼ半減

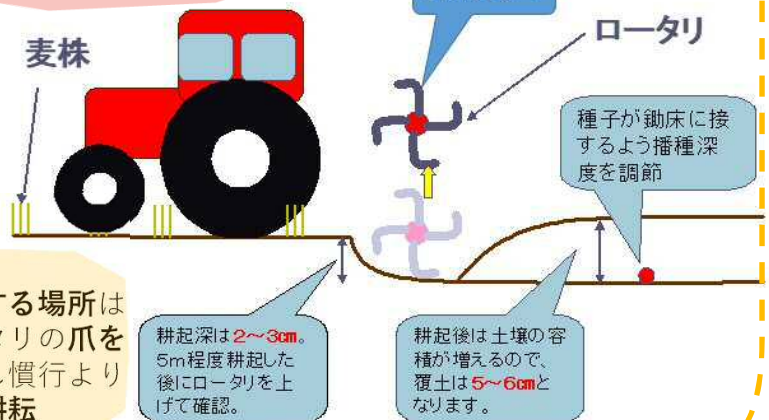
✓ は種作業の燃料消費量を2/3に削減

どんな作業工程？

は種前の「荒起こし」を行わない



は種する場所はロータリの爪を交換し慣行より浅く耕耘



※福岡県作成「部分浅耕一工程播種マニュアル」の一部を引用して作成

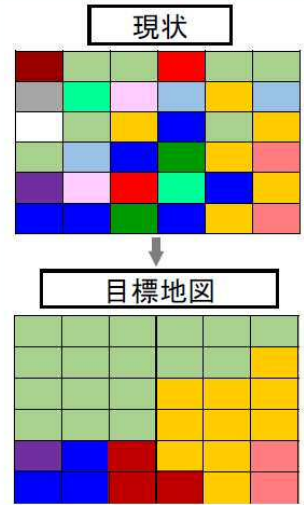


農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律のご紹介

今年5月20日に同法律が成立しました。一部改正の概要をご紹介します！

<地域計画の策定（人・農地プランの法定化）>

- ① 市町村は、農業者、農業委員会、農地バンク、農協、土地改良区等による協議の場を設け、将来の農業や農地利用の姿について話し合いを実施
(基盤法第18条)
- ② これを踏まえて、市町村は、地域の将来の農業の在り方、将来の農地の効率的かつ総合的な利用に関する目標（目標とする農地利用の姿を示した地図を含む）等を定めた「地域計画」を策定・公告
その際、農業委員会は、農地バンク等と協力して目標とする地図の素案を作成
(基盤法第19条及び第20条)
〔※ 地域計画は、施行期日から2年を経過する日までの間に策定
(附則第4条)〕



<農地の集約化等>

- ① 農業委員会は、地域計画の達成に向け、農地所有者等による農地バンクへの貸付け等を促進し、農地バンクは、農地の借入れ等を農地所有者等に積極的に申入れ
(基盤法第21条第1項、機構法第8条第3項第3号)
- ② 通常地域計画を策定した地域について、追加的に、地域計画の特例として、3分の2以上の農地所有者等の同意を得た場合、農地を貸し付けるときは農地バンクとすることを提案できる仕組みを措置
(基盤法第22条の3及び第22条の4)
- ③ 農地バンクは、地域計画の達成に向け、「農用地利用集積等促進計画」を策定し、農地の貸借等を促進
また、農業委員会が同計画を定めるべき旨を要請した場合、農地バンクはその内容を勧案して計画を策定
(現行の市町村の利用集積計画は、農用地利用集積等促進計画に統合)
(機構法第18条)
- ④ 農家負担ゼロの基盤整備事業の対象に、農地バンクが農作業の委託等を受けている農地を追加
(基盤法第22条の6)
- ⑤ 農地バンクに対する遊休農地の貸付けに係る裁定等における貸付期間の上限を延長（20年→40年）
(農地法第39条第3項等)
- ⑥ 農業委員会による農地利用最適化推進指針の策定を義務化
(農委法第7条第1項)

<人の確保・育成>

- ① 都道府県が、農業を担う者の確保・育成に関する方針を策定し、農業経営・就農支援を行う体制を整備
(基盤法第5条及び第11条の11)
- ② 認定農業者に係る措置
 - ア 公庫が、認定農業者向けの「資本性劣後ローン」を融資
(基盤法第13条の3)
 - イ 認定農業者の加工・販売施設等に係る農地転用許可手続をワンストップ化
(基盤法第12条、第13条の2及び第14条)
- ③ 農地の取得に係る下限面積要件を廃止
(旧農地法第3条第2項第5号)
- ④ 農協による農業経営に係る組合員の同意手続を緩和
(農協法第11条の50第3項)

※記載中の法律名は一部略称を用いています。



夏休み特別イベント

「夏休みこどものページ しゅとっど？ 国のお仕事」

WEB

開催期間 7月25日（月）～8月31日（水）

メニュー

- ・ やってみよう！米粉クッキング
- ・ 植物を病気や虫から守る仕事をしているよ
- ・ 牧場のこともっと知ろう！ ほか

食に関する公開授業も実施！
質問にお答えします！
8月19日（金）14時～15時～
(Zoom)



ホームページはこちら（九州農政局HP）

<https://www.maff.go.jp/kyusyu/syohianzen/syokunoanzenansin/natsuyasumi3/4natusumi.html>

【お問合せ先】

九州農政局福岡県拠点地方参事官室
〒812-0018 福岡県福岡市博多区住吉3-17-21 TEL 092-281-8261（代表）
<https://www.maff.go.jp/kyusyu/fukuoka/index.html>

